

|     | 質問   | 回答  |
|-----|--|---|
| Q1. | 電子請求に切り替えると、紙の診査票による請求はしなくて良くなりますか。                                      | はい。パソコンからインターネット経由またはCD-Rなどの媒体で請求いただくことになります。   |
| Q2. | 電子請求に変更した場合に届け出る先はどこですか。   | 横浜市と支払基金です。   |
| Q3. | 電子請求にしたいのですが、横浜市に対して何か手続きはありますか。   | はい。請求方法の変更届をご提出いただき、国保連からの支払い金額を変更します。まずは保険年金課（671-4067）にお電話ください。   |
| Q4. | 無料ソフトをインストールした後はどうすればよいですか。  | オンライン請求する場合には、支払基金に『電子情報処理組織の使用に関する届出』を提出してください。<br>電子媒体（CD-Rなど）で請求する場合は、暗号化ソフトが必要です。支払基金神奈川支部にお電話ください。   |
| Q5. | 支払基金から、「XML形式で請求できるようになっているか。」「国保連や医師会に確認は取れているか。」と聞かれたのですが、どう答えればよいですか。 | 国立医療保険科学院の無料ソフトをインストールして、設定をすべて終えていれば、XML形式で国保連に請求できるようになっています。また、医師会への届け出は必要ありません。<br>支払基金の質問は設定を全て終えているかを確認する意図ですので、全て「確認はできています。」と教えてください。<br>※設定がすべて終わるまでは、支払基金への手続きは行わないでください。 |
| Q6. | 無料ソフトは、社保にも対応しているか。  | あくまで特定健診のみの請求用ソフトとなりますので、個別の社会保険者に対応しているかは、それぞれの組合等に御確認ください。  |
| Q7. | オンライン請求できる環境とは。  | オンライン請求には、使用する回線の電子証明書が必要です。ただし、レセプトをオンライン請求している場合は、すでに電子証明書を取得しているため、その回線を使って特定健診の請求もできます。   |
| Q8. | 無料ソフトをどのパソコンに入ればよいか。   | レセコンにインストールすることは、動作に支障を来すおそれがあるので推奨されていません。別のパソコンをご用意いただくことが望ましいです。   |
| Q9. | 無料ソフトは複数のパソコンから使えるのか。  | 使えません。共有サーバーなどにおいて使うことができません。   |

|      |  |  |
|------|--|--|
| Q10. | 後期高齢者の健康診査や、被用者保険の健診もまとめて電子化しなければならないのか。 | する必要はありません。変更届の対象は、あくまで特定健診限定です。<br>ただ、他市町村国保の特定健診（例：川崎市国保等）には対応する必要があるかと思います。 |
|------|--|--|